

「ブラジルに滞在する邦人実態把握調査」のお願い

2020年4月 在ベレン領事事務所

在ブラジル大使館、総領事館及び領事事務所では、現在のブラジルにおける新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、皆様の安全対策を一層強化するため、在留状況等を可能な限り正確に把握したいと考えております。

調査記入の時点で、**ブラジル国内に滞在中の日本国籍を有する方は、可能な限り早く、以下の入力フォームに必要事項をご登録いただきますようお願いいたします。**

<https://forms.gle/5DE749RxdTh6qBit8>



※ご家族分をまとめて一度にご登録いただけます。

この調査が、関係する方々に広く伝わるよう、皆様の知人、友人等、周囲の邦人の方々に幅広く共有していただけますと幸いです。

なお、これまでも領事メールや在ブラジル各日本公館のホームページを通じてご案内しているとおり、3月30日からブラジル政府の「全世界からの入国禁止措置」が発効しています。また、3月31日には、日本国政府はブラジルの感染症危険レベルを引き上げ、レベル3「渡航は止めてください（渡航中止勧告）」を発出しました。更には、ブラジルを出国する航空便は減便・休便が進んでいます。

つきましては、現在ブラジルに一時的に滞在されている方や、日本に早期帰国の必要がある方等は、早期の出国をご検討ください。

本件調査に関するお問い合わせは、ご滞在の州を管轄する大使館、総領事館または領事事務所へご連絡をお願いします。

- ・ 在ブラジル大使館 (https://www.br.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)
(連邦区, ゴイアス州, トカンチンス州)
- ・ 在サンパウロ総領事館 (https://www.sp.br.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)
(サンパウロ州, マト・グロッソ州, マト・グロッソ・ド・スール州, 三角ミナス地域)
- ・ 在クリチバ総領事館 (https://www.curitiba.br.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)
(パラナ州, サンタ・カタリーナ州)
- ・ 在ベレン領事事務所 (https://www.belem.br.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)
(パラ州, マラニョン州, アマパ州, ピアウイ州)
- ・ 在リオデジャネイロ総領事館 (https://www.rio.br.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)
(リオデジャネイロ州, エスピリト・サント州, ミナス・ジェライス州)
- ・ 在ポルトアレグレ領事事務所 (https://www.curitiba.br.emb-japan.go.jp/itpr_ja/00_000040.html)
(リオ・グランデ・ド・スール州)
- ・ 在マナウス総領事館 (https://www.manaus.br.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)
(アマゾナス州, ロンドニア州, ロライマ州, アクレ州)
- ・ 在レシフェ総領事館 (https://www.recife.br.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)
(セアラ州, リオ・グランデ・ド・ノルテ州, セルジッペ州, ペルナンブコ州, アラゴアス州, バイア州, パライバ州)